

<目次>

- 集团的消費者被害救済制度の検討がすすんでいます。
- 適格認定更新申請を行ないました。

集团的消費者被害救済制度の検討がすすんでいます。**<消費者庁 集团的消費者被害救済制度研究会での検討状況>**

2009年11月に発足した消費者庁の「集团的消費者被害救済制度研究会」では、この間、11回の会合を重ねてきました。議題は、大きく分けて「財産保全」に関するものと「集合訴訟」に関するものに区分されます。

・「財産保全」について

非常に悪質な事案では、事業者はそもそも継続的な事業展開を想定せず、詐欺的な行為により消費者から金員を収奪するケースがあります。このようなケースでは、悪質な事業者の財産を早期に保全しなければ、被害救済に結びつきません。このような実態に鑑み、行政機関による財産保全制度について議論されています。

・「集合訴訟」について

被害者、被害者団体ならびに適格消費者団体等が、集团的消費者被害をまとめて救済するために、損害賠償請求等を行える制度について、検討が行われています。5月21日に開催された第9回研究会では、日本弁護士連合会や消費者機構日本を含む消費者団体等からのヒアリングが実施されています。そこでは、消費者被害には多様な類型があり、それらの救済のためには、単一の制度ではなく、いくつかの制度の組み合わせが必要であるとの意見が述べられています。そして、集合訴訟型については、「オプトアウト型」(注1)の実現を求めるとともに、あわせて「二段階型」(注2)の併設が必要であるとの意見も述べられています。そして、7月8日に開催された第11回研究会では、「オプトアウト型」と「二段階型」について議論が行われました。

・ 次回研究会で、報告書のたたき台が提案されます。

次回研究会(8月4日開催)では、本研究会の報告書のたたき台が提案されます。今後、2~3回の議論を経て、8月末か9月上旬には、本研究会の報告書がとりまとめられる予定です。

その後、制度の更なる具体化に向けて、あらたな検討の場が設置されるものと考えられます。

(注1)「オプトアウト型」：手続追行主体（原告）が対象消費者の範囲を特定して、訴訟を提起。裁判所が 訴訟追行許可を審理。 訴訟係属中の一定期間までに、対象消費者のうち判決の効力を受けることを希望しないものが、除外の申出を行うよう、通知・公告を行う。そして、一定の期間までに、除外の申出が行われる（オプト・アウト）。 判決においては、個々の対象消費者を特定し、対象消費者ごとの認容額を決定する。判決の効力は、オプト・アウトしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶ。

(注2)「二段階型」：第1段階で共通の被害原因を特定し、被告事業者の責任を明らかにした判決を行い、第2段階で個々の被害者の被害金額に応じた損害賠償等を命じる給付判決を行なう。

<全国消費者団体連絡会での議論状況>

全国消費者団体連絡会（全国消団連）は、消費者行政充実検討委員会の下に救済WGを設置し、集団的消費者被害救済制度について学習と検討をすすめています。現時点では、次のように、多様な被害類型に対応するため複数の制度が必要と議論されています。

1. 詐欺または詐欺的商法（そもそも事業を継続的に営む意思がない）に対応するために、行政・警察等による財産保全先行型の制度
2. 共通原因による多数の消費者被害を救済するための集合的訴訟制度
3. 被害額が僅少で分配が現実的に困難な事例を想定した、行政による不当収益はく奪制度

これらの制度のうち、1と3については、全国消団連の救済WGで具体的検討をすすめ、2については、消費者機構日本で研究をすすめるという分担にしています。

この間、全国消団連の救済WGでは、上記3の行政による不当収益はく奪制度のプロトタイプとして、景品表示法への課徴金制度の導入について議論しています。

<消費者機構日本での議論状況>

消費者機構日本では、2008年9月に損害賠償研究会を組織し、諸外国の制度についての学習や、学識者の方々へのヒアリングを実施してきました。その上で、2009年10月に全国消団連との共済で消費者セミナーを開催。消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を導入する必要性について、共通の認識を広げてきました。続いて、2009年12月から2010年3月にかけて、やはり全国消団連との共催で、3回連続のシリーズ研究会を開催し、その研究会での議論をふまえて、「集団的消費者被害救済制度への消費者機構日本の提言（素案）」（以下、「素案」）を作成しました。

「素案」の内容を表にまとめる次のようになります。

対象となる事案の特徴	制度の行使主体	適合的と考えられる制度類型
I 詐欺または詐欺的商法（そもそも事業を継続的に営む意思がない）の場合	行政	法令違反を認定し、財産保全を行い事業活動を止め、被害者に分配。

		(現行の犯罪被害財産に係る被害回復給付金支給制度類似の制度)
II 事業は継続的に営まれているが、多数被害が発生している場合		
1. 被害者の特定が比較的容易で、重要な争点に共通性があり、被害内容も定型的と思われる事案 (例: 外国語教室の解約時の前払い受講料の精算金請求事案)	適格消費者 団体 (行政)	オプトアウト型の集合訴訟制度 (被害者が個別に訴訟提起することが困難な低額の事案を対象とすることで、公告・通知手続を軽減)
2. 被害者の特定は比較的容易で、重要な争点に共通性があるが、被害内容の個別性が強いと思われる事案 (例: 敷金返還請求事案)	被害者、被害者団体、 適格消費者 団体	2段階型の集合訴訟制度
3. 被害者の特定は困難であるが、重要な争点に共通性があり、被害内容も定型的と思われる事案 (例: 食品の表示偽装事案)	行政 (適格消費者 団体)	被害額が僅少で分配が困難なものについては、不当収益はく奪の制度 (課徴金制度の拡充等) が適格的
4. 被害者の特定が困難であり、被害内容の個別性も強いが、重要な争点に共通性があると思われる事案 (例: 不当勧誘を原因とする取り消し事案)	被害者、被害者団体、 適格消費者 団体	2段階型の集合訴訟制度

今後、消費者機構日本では、集合訴訟制度 (オプトアウト型、2段階型) に焦点をあて、更に制度の具体的な提言を検討していきます。

適格認定更新申請を行ないました。

消費者団体訴訟制度の適格消費者団体の認定の有効期間は、認定を受けた日から、3年と定められており、引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、有効期間の更新を受けなければなりません。(消費者契約法第17条)

消費者機構日本は、2007年8月23日に適格消費者団体としての認定を受けていますので、本年が更新の年となり、6月22日に更新申請を行いました。8月23日までには、更新についての審査の結果が判明する予定です。

なお、更新申請にあたっては、適格認定の申請時と同様の書類提出が求められています。この間の差止請求関係業務について、都度、消費者庁に実施状況を報告していること等から考えると、提出書類の簡素化等が更に検討されてしかるべきと考えられます。